

令和9年度沖縄県警察再任用職員募集要項

1 応募資格

沖縄県警察職員として退職した者のうち、昭和37年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 定年退職した者
- (2) 25年以上勤務して退職した者のうち退職日の翌日から5年を経過しない者
- (3) 再任用されたことがある者

2 任期

- (1) 定年前再任用短時間勤務
令和9年4月1日から定年退職日相当日（常勤職員の定年退職日）までの期間
- (2) 暫定再任用
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 勤務形態等

短時間勤務（週31時間）

- (1) 勤務時間
1日7時間45分以内
- (2) 週休日
土日を含む2日以上

4 休暇制度

- (1) 年次休暇
勤務時間に比例した日数を付与します。
- (2) 特別休暇
病気休暇、旧盆休暇等の特別休暇は、退職前の職員と同様の扱いとなります。

5 再任用職員の階級及び職

- (1) 警察官
ア 警部以上の階級で退職した者は警部補
イ 警部補以下の階級で退職した者は退職した時と同等の階級
- (2) 一般職員
ア 課長の職で退職した者は課長補佐
イ 課長補佐の職で退職した者は課長補佐又は係長の職
ウ 係長以下の職で退職した者は退職した時と同等の職

6 業務内容

- (1) 再任用職員は、退職前の職員と同様の職務に従事します。
- (2) 再任用職員として採用された際には、改めて「サービスの宣誓」をしていただきます。

7 給与

- (1) 給料月額
各職務の級ごとに設定した単一の給料月額（令和7年10月1日時点）

【公安職】

階級	巡 査	巡查長	巡查部長	警部補
職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
週31時間勤務	204,320円	214,000円	217,600円	243,680円

【一般職員】

職	行政職（主査）	行政職（課長補佐）	現業職
職 務 の 級	3 級	4 級	4 級
週31時間勤務	215,600円	232,080円	206,240円

(2) 諸手当

原則、職又は勤務の特殊性に応じた手当や正規の勤務時間外の勤務に対する手当等、職務に関連した手当に限り支給します。

ア 支給する手当の例

通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当等

イ 支給されない手当の例

扶養手当、初任給調整手当、退職手当等

8 社会保険等

(1) 健康保険は共済組合（短期）

(2) 年金は日本年金機構に加入

(3) 雇用保険は適用

9 選考方法

再任用する者の選考は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行います。

(1) 沖縄県警察職員としての最近3年間における勤務実績

(2) 退職前に有していた知識、技能等の保持状況

(3) 再任用の時点での健康状態

(4) 再任用しようとする官職に対する意欲、適性等

(5) 再任用しようとする官職にふさわしい資格、経歴等

10 再任用についての決定等

(1) 再任用の可否については、再任用選考結果通知書により本人に対して通知します。

(2) 再任用を決定された者が次のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消す場合があります。

ア 再任用を決定された者から辞退の申出があったとき。

イ 再任用を決定された者として不適当と認められるような行為があったとき。

ウ 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

エ その他再任用することに困難な理由があると認められるとき。

11 応募手続

(1) 応募期間

令和8年8月31日（月）から令和8年10月2日（金）まで

(2) 応募方法

再任用希望者は、本件担当者までお問合せください。

(3) 問合せ先

〒900-0021

所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-862-0110（内線：2662）

メールアドレス keimuka.pt@police.pref.okinawa.jp

本件担当者 沖縄県警察本部警務部警務課人事第二係 仲皿